

広島県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者であった次の者の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第12条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年1月24日

広島県公安委員会

委員長 貝原潤司

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	取消年月日
熊野自動車学校 熊野自動車学校有限会社	安芸郡熊野町 平谷二丁目17 番10号	永山洋介	熊野自動車学校	安芸郡熊野町 平谷二丁目17 番10号	規則第1条第1号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定四輪車コース	平成24年12月26 日
					規則第1条第2号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定二輪車コース	
					規則第1条第3号 に規定する課程	広島県公安委員会認 定新高齢者コース (高齢者特定A)	
					規則第1条第4号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者コース	
					規則第1条第5号 に規定する課程	広島県公安委員会認 定地域特性コース	
					規則第1条第6号 に規定する課程	広島県公安委員会認 定運転者70歳未 満コース 広島県公安委員会認 定運転者70歳以 上コース	
					規則第1条第7号 に規定する課程	広島県公安委員会認 定自動二輪車二 人乗り教育コース	
					規則第1条第8号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定総合コース	